

## 静岡県告示第47号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定に基づき告示する。

令和3年1月29日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社メープル	藤枝市本町三丁目6番7号	ライム	焼津市柳新屋827-2	令和3年1月1日	就労継続支援A型	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病等対象者
焼津市立総合病院	焼津市道原1000番地	焼津市立総合病院	焼津市道原1000番地	令和3年1月1日	短期入所	重症心身障害児(者)
株式会社富士山ドリームビレッジ	富士市依田橋405-1	ラビット富士ぐらんで	富士市伝法2450-1	令和3年1月1日	就労継続支援B型	特定無し